

登記申請書記載例集の決定版！



不動産登記の 書式と解説

第7巻

地上権・永小作権・
地役権・採石権・賃借権・
配偶者居住権に関する登記



よりコンパクトな
単行本に！

不動産登記実務研究会 著

令和3年に休刊となった加除式図書
「現行登記総覧 不動産登記の書式と解説」

2023年11月刊 A5判 1,020頁 定価12,100円（本体11,000円）
978-4-8178-4921-2 商品番号：49187 略号：不書7

シリーズ
の特徴

- ✓ 事例ごとに、より丁寧で分かりやすい解説を追加し、申請情報、添付情報を収録。
- ✓ 各事例に相当する登記の記録例がある場合は、事例に合わせたかたちで、不動産登記記録例（平成28年6月8日法務省民二第386号民事局長通達）を掲載。

7巻の
ポイント

- 令和3年法律第24号による改正民法・不動産登記法にも対応！
- 「賃借権に関する登記」につき平成29年法律第44号において新設された「不動産の賃貸人たる地位の移転」に係る登記に加え、「事業用定期賃借権」等の事例も充実！
- 平成30年法律第72号において新設された「配偶者居住権」に関する登記の解説及び書式を掲載！

第2編 権利に関する登記

第8章 地上権に関する登記

- 第1節 総説
- 第2節 地上権の設定の登記
- 第3節 地上権の移転の登記
- 第4節 地上権の変更又は更正の登記
- 第5節 地上権の抹消の登記

第9章 永小作権に関する登記

- 第1節 総説
- 第2節 永小作権の設定の登記
- 第3節 永小作権の移転の登記
- 第4節 永小作権の変更又は更正の登記
- 第5節 永小作権の抹消の登記

第10章 地役権に関する登記

- 第1節 総説
- 第2節 地役権の設定の登記
- 第3節 地役権の移転の登記の可否
- 第4節 地役権の変更又は更正の登記
- 第5節 地役権の抹消の登記

第11章 採石権に関する登記

- 第1節 総説
- 第2節 採石権の設定の登記
- 第3節 採石権の移転の登記
- 第4節 採石権の変更又は更正の登記
- 第5節 採石権の抹消の登記

第12章 賃借権に関する登記

- 第1節 総説

- 第2節 賃借権の設定の登記
- 第3節 不動産の賃貸人たる地位の移転及び地位が留保された賃借権に関する登記
- 第4節 賃借権の移転又は転貸の登記
- 第5節 賃借権（又は転借権）の変更又は更正の登記
- 第6節 賃借権の抹消の登記

第13章 配偶者居住権に関する登記

- 第1節 総説
- 第2節 配偶者居住権の設定の登記
- 第3節 配偶者居住権の変更又は更正の登記
- 第4節 配偶者居住権の抹消の登記



日本加除出版

営業部
TEL:03-3953-5642
FAX:03-3953-2061

X (旧 Twitter) @nihonkajo
www.kajo.co.jp



【内容見本】

【登記申請書】

*受付番号票をはり付ける部分

登 記 申 請 書

登記の目的	配偶者居住権設定（注1）
原因	令和何年何月何日遺産分割（注2）
存続期間	配偶者居住権者の死亡時まで（又は「4から配偶者居住権者の死亡時まで」）（注3）
特約	第三者に居住建物の使用又は収益をさせる
権利者	何市何町二丁目1番2号 甲 野 花 子（注5）
義務者	何市何町二丁目1番2号 甲 野 二 郎（注6）

添付書類
登記識別情報（注7） 登記原因証明情報（注8）
代理権限証書（注9） 印鑑証明書（注10）
登記識別情報を提供することができない理由（注11）
不通知 失効 失念 管理支障

【別記様式2】

登 記 原 因 証 明 情 報

1 登記申請情報の概要

- 登記の目的 配偶者居住権設定
- 原因 令和何年何月何日遺産分割
- 当事者 権利者 何市何町二丁目1番2号
甲 野 花 子
義務者 何市何町二丁目1番2号
甲 野 二 郎
- 不動産の表示
所在地番 何市何町二丁目123番地4
家屋番号 123番4
種類 居宅
構造 木造スレートぶき2階建
床面積 1階 123.45平方メートル
2階 56.78平方メートル

2 登記の原因となる事実又は法律行為

- 甲野太郎（令和何年何月何日死亡、最後の住所 何市何町二丁目1番2号）の死亡により開始した相続における共同相続人は、配偶者甲野花子、長男甲野二郎及び二男甲野三郎である。
- 共同相続人は、令和何年何月何日、遺産分割協議を行い、甲野二郎が相続により取得した上記1の(4)に記載した建物（以下「本件建物」という。）について、配偶者甲野花子が配偶者居住権を取得する旨の協議が調った。（*）
なお、本件建物の所有者甲野二郎は、甲野花子に対し、本件建物に

第3節 不動産の賃貸人たる地位の移転及び地位が留保された賃借権に関する登記

第1 不動産の賃貸人たる地位の移転

民法605条、借地借家法10条又は31条その他の法令の規定による賃貸

ときは、原則として、当該

賃貸人たる地位を譲渡人に
に賃貸する旨の合意をしたと
に移転しない（同条2項前段）。

第3 賃貸人たる地位が留保された賃借権に関する登記の申請手続（書式）

書式17 留保された賃借権の登記（第1賃借権）がされている場合
において、譲渡人のために譲受人が設定した賃借権（第2賃借権）
の設定の登記をする場合

この書式は、民法
留保された竹木の
借権者乙の第1賃借
る場合において、
掲第2の1(1)の丙。
賃不動産の前所有者
同じ。）の第1賃借
所有を目的とする賃
である賃借権者（

【登記申請書】

*受付番号票をはり付ける部分

登 記 申 請 書

登記の目的	賃借権設定（注1）
原因	令和何年何月何日1番賃借権の賃貸人たる地位の留保のため設定（注2）
賃料	1月何万円（又は「1平方メートル1月何万円」）（注3）
支払時期	毎月末日（注4）
存続期間	令和何年何月何日から何年（又は「契約日から何年」）（注5）
敷金	金何万円（注6）
特約	譲渡、転貸ができる（注7）
権利者	何市何町二丁目12番地 甲 某（注8）
義務者	何市何町三丁目50番地 丙 某（注9）

添付書類
登記識別情報（注10） 登記原因証明情報（注11）
会社法人等番号又は資格証明書（注12） 代理権限証書（注13）
印鑑証明書（注14） 許可書（注15）

【別記様式】

登 記 原 因 証 明 情 報

1 登記申請情報の概要

- 登記の目的 賃借権設定
- 原因 令和何年何月何日1番賃借権の賃貸人たる地位の留保のため設定
- 当事者 権利者 何市何町二丁目12番地
(甲) 甲 某
義務者 何市何町三丁目50番地
(丙) 丙 某
- 不動産の表示（省略）

2 登記の原因となる事実又は法律行為

甲と丙は、令和何年何月何日、丙所有の上記1の(4)に記載した土地について設定された1番賃借権（令和何年何月何日受付第何号）の賃貸人たる地位を甲に留保するため、下記内容の賃借権設定契約を締結した。

全11巻で実務を網羅！

1・2巻 表示登記編

第1巻 土地の表示に関する登記（2021年11月刊）

第2巻 建物・区分建物の表示に関する登記（2022年3月刊）

第3巻 権利に関する登記総説、所有権の保存に関する登記（2022年5月刊）

第4巻 所有権の移転に関する登記

※2024年夏以降の刊行を予定しております。

第5巻 抵当権に関する登記（2022年11月刊）

第6巻 根抵当権・先取特権・質権に関する登記

（2023年6月刊）

第7巻 地上権・永小作権・地役権・採石権・賃借権・配偶者居住権に関する登記（本書）

第8巻 代位・登記名義人の表示変更（又は更正）・抹消回復に関する登記、登記事項証明書等の請求

第9巻 信託に関する登記

第10巻 嘱託に関する登記

第11巻 仮登記

3巻～11巻権利登記編

順次刊行予定！



日本加除出版

営業部

TEL:03-3953-5642

FAX:03-3953-2061

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号

営業時間：月～金（祝日除く）9:00-17:00

X (旧 Twitter) @nihonkajo

www.kajo.co.jp

